

是正請求事案（県政情報の広報への掲載に関する是正請求（秘書広報課）事案）  
答申の公表について

多治見市是正請求手続条例（平成21年条例第42号）第37条及び多治見市是正請求手続条例施行規則（平成22年規則第28号）第22条の規定により、次のとおり是正請求審査会の答申を公表するものとする。

令和3年6月28日

多治見市長 古川 雅典

諮問事案 県政情報の広報への掲載に関する是正請求（秘書広報課）事案

答申日 令和3年6月28日

審査会の結論

本件是正請求を棄却すべきものとする。

## 第1 事案の概要

- 1 岐阜県では、過去に県広報誌を発行していたが、平成25年度末をもって廃止している。
- 2 令和2年度現在、多治見市の区域内においては、県広報はフリーペーパーに掲載され、配布されている。
- 3 是正請求人は、県広報を市の広報に掲載しないことについて、行為庁の責任を主張し、令和2年11月20日、多治見市長に対し、県広報を市の広報誌に掲載することを求める是正請求をした。

## 第2 審査会の判断

本審査会は、以下のように判断した。

是正請求人は、「県広報とはいえ、市民が県政に関心を持つようにするためには、

市の広報誌に掲載すべきである。」及び「ページ数に原因があるのであれば、市広報の発行回数を月2回にすべきである。」と主張している。

まず、市と県とは、それぞれ独立した地方公共団体である。したがって、県民への県による広報は、県自身の責務である。

ただし、県が市に自らの事務の処理を義務付けたり、委託したりする地方自治法上の仕組みとして、例えば、第2号法定受託事務（地方自治法第2条第9項第2号）、事務の委託（同法第252条の14第1項）、事務の代替執行（同法第252条の16の2第1項）、条例による事務処理の特例（同法第252条の17の2第1項）がある。

しかし、本事案は、これらの仕組みに基づいて市に県広報の配布の要請が県から行われたものではない。したがって、この要請に市が応じたとしても、それは、民事の委託契約を県と結び市が処理するものとなる。

このように民事の委託契約を結んで処理するものであることから、近隣市による県広報の配布は、それぞれの市ごとに異なるものとなっている

例えば、①県が市と民事の委託契約を結んで、市広報に県政情報を掲載している市（可児市、土岐市、中津川市等14市）、②県がフリーペーパーを発行している民間の会社と民事の委託契約を結んで、県広報をフリーペーパーに掲載している市（多治見市、岐阜市、大垣市、各務原市等7市）、③民事の委託契約を結んで、県広報をその地域の代表的な新聞（中日新聞、朝日新聞等）に掲載している市町村（愛知県内の市町村）などである。

したがって、県広報の掲載は、それぞれの地方公共団体で、市町村自身が処理する場合を含めて、様々な団体が行っていることが分かる。

多治見市にあっては、平成25年度末の県の広報発行廃止に当たり、県から県広報の掲載の要請があり、検討したが、次の理由から、民事の委託契約を結ばないこととしている。

- ①県広報の配布に関する民事の契約の締結に際して、県が市に提示した委託費は、市が実際に県広報を配布するために支出する費用を下回っており、この結果、市には、自らの財源の持ち出しとなるいわゆる「超過負担」が生じること。
- ②多治見市には、現在フリーペーパーがある。そして、このフリーペーパーは、市全域へのポスティングで配布されており、フリーペーパーは、市広報に代替している。

なお、岐阜県を含む官公署をはじめ各種団体からの情報についても市民にとって有益なものは、市広報に掲載されているところである（令和2年度31件）。

以上のことから、本審査会は、県広報を市の広報誌に掲載する必要はないと判断した。